

横芝光町農業委員会 11月第8回定例総会議事録

1. 開催日時 令和2年11月5日(木) 午後3時～午後3時40分

2. 開催場所 横芝光町役場 第3会議室

3. 出席委員 (12名)

会 長	4番	萩原 智夫		
会長職務代理者	2番	鈴木 忠夫		
委 員	1番	宇井 久	3番	土屋 正明
	5番	大川戸 直美	6番	佐久間 正好
	7番	佐久間 幸子	8番	長峯 高明
	9番	越川 雅彦	10番	行木 栄一
	11番	小野 秀明	12番	平山 雅英

4. 欠席委員 なし

5. 農業委員会事務局職員

事務局長	古作 健二
主幹兼農政班長	林 栄

6. 議事日程

日程第1 議事録署名委員及び会議書記指名の件

日程第2 議案第1号

農地法第3条の規定による許可申請に対する許否決定について

日程第3 議案第2号

農地法第4条の規定による許可申請に対する県への意見について

日程第4 議案第3号

農地法第5条の規定による許可申請に対する県への意見について

日程第5 議案第4号

令和2年度第8次農用地利用集積計画(案)の承認について

7. 会議の概要

事務局	これより、令和2年11月(第8回)定例農業委員会総会を開会します。 はじめに萩原会長よりご挨拶を申し上げます。
会 長	萩原会長挨拶
事務局	ありがとうございました。 本日の出席委員は、全員です。過半数が出席していますので、会議規則第6条の規定により、本総会は成立しております。 それでは、会議規則第4条の規定により、以後の議事進行につきましては萩原会長に議長をお願いします。
議 長	それでは、これより議事に入ります。 日程第1 議事録署名委員及び会議書記の指名を行います。会議規則第13条第2項の規定により、議長が指名することに、ご異議ございませんか。(異議なしの声) 異議なしの声がありましたので、指名します。 6番 佐久間正好 委員、8番 長峯高明 委員をお願いします。 なお、会議書記には、事務局の林主幹を指名します。 日程第2 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請に対する許否決定について 上程します。 事務局に議案の朗読並びに説明をお願いします。
事務局	議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請に対する許否決定について 農地法第3条による許可申請書が提出されたので、本会の議決を求め る。 令和2年11月5日提出 横芝光町農業委員会 萩原 智夫 次のページをご覧ください。 今回の3条の許可申請は、売買による所有権移転1件です。 なお、譲受人と譲渡人はそれぞれ資料に記載のとおりです。 申請地①の位置図を添付していますので併せてご覧ください。 経営規模拡大のための所有権移転の申請となります。

申請地は鳥喰新田字細沼、字明治、字北新田の田7筆、計12,044㎡です。このうち位置図の1ページ目にある3筆は登記簿では山林ですが、実際には位置図の破線で囲われているような形で一体的に田として利用されています。一体利用されている他の土地につきましては、議案第4号の農用地利用集積計画の所有権移転の3件目として提案されています。農振農用地分については農業経営基盤強化促進法で、農振農用地以外の農地分を農地法第3条で申請されたものです。

譲受人の、機械保有、労働力、営農状況などから3条許可基準に適合していると考えます。

以上、議案第1号の説明とさせていただきます。

議長 ただいま、議案第1号の朗読並びに説明が終わりました。
この案件について、担当委員の説明を求めます。

9番 9番越川です。この件については、譲渡人が相続で農地を取得したが後継者がいないため、農業経営から徹底したく、経営規模拡大を目指す譲受人との協議が整い、居住地から近く、耕作しやすいということから、売買により譲受人が農地を取得するものです。なお、申請地では水稻の作付けを予定しており問題ありません。よろしく願います。

議長 説明が終わりましたので、質疑を許します。

8番 8番長峯です。地目が山林で現況が田ということですが、税金面での問題はないですか。

事務局 現況課税のため田で課税されます。台帳と現況で合っているのが望ましいと思われるので申請者へは提案してみます。

議長 他にございませんか。ないようでしたら、質疑を終了し、この案件について採決します。原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

賛成全員よって、この案件については、原案のとおり決定いたしました。

日程第3 議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請に対する県への意見について 上程します。

事務局に、議案の朗読並びに説明をお願いします。

事務局

議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請に対する県への意見について

農地法第4条による許可申請書が提出されたので本会の意見を求める。

令和2年11月5日提出 横芝光町農業委員長 萩原 智夫

次のページをご覧ください。

今回の4条の許可申請は、1件です。

なお、申請者は資料に記載のとおりです。

申請の土地は、宮川字海老川、畑 1, 829㎡で、用途を貸駐車場用地54台分としています。

申請地の位置図、公図、土地利用計画図を添付していますのでご覧ください。

申請者は農業のほかに不動産業なども行っており、申請地の近隣住民から駐車場に困っているとの相談をたびたび受けているそうです。高齢となり営農が厳しくなっていることから、貸駐車場の収入を生活費の一部に充たせたいと申請があったものです。

申請地は、国道126号の横芝光インターチェンジ入口交差点から北東へ約200mの位置で、孤立した農地となっています。周辺には複数のマンション、貸店舗、事業所などがあります。

農地の区分は第2種農地に分類され、周辺に代わりとなる土地がない場合には許可が見込まれます。隣接農地はなく、雨水は敷地内浸透としています。

工事期間は、本年12月20日から令和3年1月31日までを予定しています。

整地費用には、全額自己資金を充てるもので、金融機関からの預金残高証明書により、資金調達できる見込みであることを確認しています。

以上、議案第2号の説明とさせていただきます。

議長

ただいま、議案第2号の朗読並びに説明が終わりました。

この案件について、担当委員の説明を求めます。

6 番	<p>6番 佐久間です。</p> <p>申請地を11月3日に現地を確認し、畑の状態でした。今日申請者の代理人に電話で確認したところ、申請内容のとおりでした。よろしくお願いします。</p>
議 長	<p>説明が終わりましたので、質疑を許します。</p> <p>(異議なしの声)</p>
議 長	<p>異議なしの声がありましたので、質疑を終了し、この案件について採決します。原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。</p> <p>(挙手全員)</p> <p>賛成全員よって、この案件については、原案のとおり許可相当として県知事に意見を送付いたします。</p> <p>日程第4 議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請に対する県への意見について 上程します。</p> <p>事務局に、議案の朗読並びに説明をお願いします。</p>
事務局	<p>議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請に対する県への意見について</p> <p>農地法第5条による許可申請書が提出されたので本会の意見を求める。</p> <p>令和2年11月5日提出 横芝光町農業委員長 萩原 智夫</p> <p>次のページをご覧ください。</p> <p>今回の5条の許可申請は、3件です。</p> <p>なお、譲受人と譲渡人は資料に記載のとおりです。</p> <p>申請1件目と申請2件目は譲受人を同じくする同一事業で、宅地分譲用地11区画を目的とし、売買により所有権移転するものです。</p> <p>申請1件目の土地は、横芝字宮下、田595㎡、申請2件目の土地は、横芝字宮下、田3筆、計2,101㎡で、事業区域面積は2,696㎡となります。</p> <p>申請地①②と記載の位置図、公図、土地利用計画図を添付していますのでご覧ください。</p> <p>申請地は、JR横芝駅から西へ約100メートルの位置にあり、都市計画の用途地域内にある第3種農地で、原則として許可が見込まれます。</p>

宅地開発事業事前協議申出書が提出され、その他の申請、同意関係手続きもされています。

工事期間は、本年12月10日から令和3年4月30日までを予定しています。

土地代金および整地費用には、全額自己資金を充てるもので、金融機関からの預金残高証明書により、資金調達できる見込みであることを確認しています。

申請3件目の土地は、目籾字鉢田、田（現況：畑）189㎡です。専用住宅1棟を目的に祖父からの贈与により所有権移転するものです。

申請地③と記載の位置図、公図、土地利用計画図を添付していますのでご覧ください。

申請地は、篠原青年館から西へ約350mの位置にあります。

農地の区分は、第1種農地に分類されると考えますが、例外的に許可できる住宅の建設で、また、母親が暮らす宅地に隣接しており、集落的なつながりが認められます。

住宅建築面積は111.79㎡を計画しています。なお、一般専用住宅で転用可能な面積の上限の範囲内となっています。

隣接農地の所有者は譲渡人のみとなります。

また、生活排水等の放流先に関して関係機関の同意・許可も得ています。

工事期間は、本年12月20日から令和3年6月30日までを予定しています。

建設費は全額、借入金により賄う予定ですが、借入先からの融資事前審査の結果通知で、融資が可能であることを確認しています。

以上、議案第3号の説明とさせていただきます。

議 長

ただいま、議案第3号の朗読並びに説明が終わりました。

1件目と2件目の案件につきましては、同一事業でありますので、一括して担当委員の説明を求めます。

1 番

1番 宇井です。

本件は、都市計画の用途地域内にある農地で、土地改良区との協議も整っており、意見書及び排水同意を得ていることから、問題ありません。

よろしく申し上げます。

議 長

説明が終わりましたので、質疑を許します。

(異議なしの声)

議 長

異議なしの声がありましたので、質疑を終了し、1件目と2件目の案件について一括して採決します。

原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

賛成全員よって、1件目と2目の案件については、原案のとおり許可相当として県知事に意見を送付いたします。

3件目の案件について、担当委員の説明を求めます。

10番

10番 行木です。

本件は、土地改良区と協議が整っており、意見書、排水同意を得ており、現地を確認しましたが、周辺農地の営農にも支障はないと思われま

よろしくお願ひします。

議 長

説明が終わりましたので、質疑を許します。

(異議なしの声)

議 長

異議なしの声がありましたので、質疑を終了し、この案件について採決します。原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

賛成全員よって、3件目の案件については、原案のとおり許可相当として県知事に意見を送付いたします。

日程第5 議案第4号 令和2年度第8次農用地利用集積計画(案)の承認について 上程します。

事務局に、議案の朗読並びに説明をお願いします。

事務局

議案第4号 令和2年度第8次農用地利用集積計画(案)の承認について
農業経営基盤強化促進法 第18条第1項の規定により令和2年度第8次農
用地利用集積計画(案)が提出されたので、本会の議決を求める。

令和2年11月5日提出 横芝光町農業委員会長 萩原 智夫

次のページをご覧ください。

今回の利用集積は、新規設定17件、再設定5件、中間管理機構設定2件、所有権移転3件の合計27件です。

中間管理機構設定につきましては、追って説明いたしますが、今回の案件から集積と配分の一括方式となります。また、「設定する利用権」の説明につきましては、これまで資料に記載されている事項の詳細を読み上げていましたが、会議時間短縮のため、今回から利用権の種別、設定年数のみとします。賃借料等の詳細につきましては資料にて確認くださるようお願いいたします。

それでは初めに新規設定ですが、利用権を設定する者と利用権の設定を受ける者は、資料に記載のとおりです。設定する権利は17件とも賃借権となります。

利用権を設定する農地ですが、

新規設定1件目は、木戸字十七割、字十八割、字九十七割の田4筆、計10, 256㎡、期間は3年間です。

新規設定2件目は、目篠字新堀前の田 1, 237㎡、期間は3年間です。

新規設定3件目は、目篠字新堀前、木戸字十七割、字十八割の田10筆、計5, 843㎡、期間は3年間です。

新規設定4件目は、木戸字十六割、字十七割の田8筆、計6, 312㎡、期間は3年間です。

新規設定5件目は、木戸字九十七割の田、1, 163㎡、期間は3年間です。

新規設定6件目は、小堤字日吉台の畑、693㎡、期間は10年間です。

新規設定7件目は、小堤字和田台、字吉原台、字日吉台の畑3筆、計3, 023㎡、期間は10年間です。

新規設定8件目は、小堤字和田台、字吉原台の畑3筆、計3, 735㎡、期間は10年間です。

新規設定9件目は、木戸台字下ノ台の畑、1, 395㎡、期間は10年間です。

新規設定10件目は、於幾字橋本の畑、3, 116㎡のうち1, 500㎡、期間は3年間です。なお、地積の半分程度の賃借権設定となっておりますが、残りの約半分につきましては、別の耕作者に賃借権が設定されています。

新規設定11件目は、宮川字作間内後の畑、860㎡、期間は10年間です。

新規設定12件目は、宮川字作間内後の畑12筆、計3, 450㎡、期間は10年間です。

新規設定13件目は、宮川字作間内後の畑、546㎡、期間は10年間です。

新規設定14件目は、新島旧三島字後原、新島字早川の畑3筆、計4, 048

m²、期間は5年間です。

新規設定15件目は、屋形字三軒屋後の畑、4,631m²、期間は5年間です。

新規設定16件目は、尾垂イ字下根、字野場の畑6筆、計4,772m²、期間は3年間です。

新規設定17件目は、木戸字八割、尾垂イ字前里の畑3筆、計3,933m²、期間は3年間です。

次に再設定ですが、利用権を設定する者と利用権の設定を受ける者は、資料に記載のとおりです。設定する権利は5件とも賃借権となります。

利用権を設定する農地ですが、

再設定1件目は、木戸字十七割の畑4筆、計4,279m²、期間は3年間です。

再設定2件目は、尾垂イ字野中後の田、728m²、期間は6年間です。

再設定3件目は、中台字桜前の畑4筆、計3,677m²、期間は5年間です。

再設定4件目は、傍示戸字若梅辺田、字六畝町、字石井戸下、字外堀、富下字新浜の田11筆、計9,862m²、期間は3年間です。

再設定5件目は、屋形字才藏の田、1,873m²、期間は10年間です。

続いて中間管理機構設定ですが、今回から配分計画までを含めた一括方式となっています。計画書の見方ですが、はじめに上段の表をご覧ください。

1行目は、利用権を設定する者(甲)は、所有者となります。

2行目は、利用権の設定を受け転貸を行う者(乙)は、中間管理事業を行う公益社団法人千葉県園芸協会となります。

3行目は、転貸を受ける者(丙)は、配分先の経営体となります。

4行目は、利用権の設定期間となります。

下の表は土地の詳細と設定及び転貸される権利の内容となります。

それでは、権利を設定する農地ですが、

中間管理機構設定1件目は、鳥喰上字水神及び字昭和の田9筆、畑3筆の計12筆、合計24,908m²です。田は賃借権、畑は使用賃借権で、いずれも期間は10年間です。

中間管理機構設定2件目は、宮川字作間内の畑2筆、計2,589m²、期間は10年間です。

最後に所有権移転ですが、所有権を移転する者と所有権の移転を受ける者は、資料に記載のとおりです。

所有権移転1件目は、曾根合字車地藏の畑、740m²、売買により本年12月1日引き渡し予定です。

所有権移転2件目は、横芝字西境田の田10筆、計5,709m²、売買により本年12月20日引き渡し予定です。

所有権移転3件目は、議案第1号、農地法第3条の申請と関係する案件となります。鳥喰新田字細沼、字明治、字北新田の田15筆、計10,335㎡、売買により本年12月10日引き渡し予定です。

なお、本計画(案)につきましては、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の要件を満たしていると考えます。

以上、議案第4号の説明とさせていただきます。

議 長

ただいま、議案第4号の朗読並びに説明が終わりました。

それでは、新規設定の案件について、審議を行います。5件目の案件が、平山雅英委員に関係があり、議事参与の制限に該当しますので、当該事案については、分離して審議します。

まず、新規設定の5件目の案件を審議しますので、会議規則第10条の規定により、採決が終了するまでの間、平山雅英委員は、退室をお願いします。

(平山委員退室)

それでは、新規設定の5件目の案件について、質疑を許します。

(異議なしの声)

議 長

異議なしの声がありましたので、質疑を終了し、この案件について採決します。原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

賛成全員よって、新規設定の5件目の案件は、原案のとおり決定しました。

平山雅英委員の入室を認めます。

(平山委員入室)

平山雅英委員に、報告します。

ただいまの案件は、原案のとおり決定しました。

それでは、分離して採決を行った5件目の案件を除く、新規設定の16件について、一括して審議します。

これより、質疑を許します。

(異議なしの声)

議 長

異議なしの声がありましたので、質疑を終了し、新規設定の16件について、一括して採決します。

原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(委員挙手)

賛成全員よって、新規設定については、すべて原案のとおり決定いたしました。

次に、再設定の案件について、審議を行いますが、1件目の案件が、平山雅英委員に直接関係があり、議事参与の制限に該当しますので、当該事案については、分離して審議します。

まず、再設定の1件目の案件を審議しますので、会議規則第10条の規定により、採決が終了するまでの間、平山雅英委員は、退室をお願いします。

(平山委員退室)

それでは、再設定の1件目の案件について、質疑を許します。

(異議なしの声)

議 長

異議なしの声がありましたので、質疑を終了し、この案件について、採決します。

原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(委員挙手)

賛成全員よって、再設定の1件目の案件は、原案のとおり決定しました。

平山雅英委員の入室を認めます。

(平山委員入室)

平山雅英委員に、報告します。

ただいまの案件は、原案のとおり決定しました。

それでは、分離して採決を行った1件目の案件を除く、再設定の4件について、一括して審議します。

これより、質疑を許します。

(異議なしの声)

議 長

異議なしの声がありましたので、質疑を終了し、再設定の4件について、一括して採決します。原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(委員挙手)

賛成全員、よって再設定については、すべて原案のとおり決定しました。

次に、中間管理機構設定の案件について、一括して質疑を許します。

	<p>(異議なしの声)</p>
<p>議 長</p>	<p>異議なしの声がありましたので、質疑を終了し、中間管理機構設定について、一括して採決します。</p> <p>原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。</p> <p>(委員挙手)</p> <p>賛成全員、よって中間管理機構設定については、すべて原案のとおり決定いたしました。</p> <p>次に、所有権移転の案件について、一括して質疑を許します。</p> <p>(異議なしの声)</p>
<p>議 長</p>	<p>異議なしの声がありましたので、質疑を終了し、所有権移転について、一括して採決します。</p> <p>原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。</p> <p>(委員挙手)</p> <p>賛成全員、よって所有権移転については、すべて原案のとおり決定いたしました。</p> <p>以上で 提案されました議案の審議はすべて終了しました。慎重審議ご苦労様でした。</p>
<p>事務局</p>	<p>以上をもちまして、令和2年11月(第8回)農業委員会定例総会を閉会します。</p>